

## 技能労働者等への適正な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

この状況を踏まえ、国土交通省では令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）を令和5年度当初の労務単価と比べ、全国全職種平均が5.9%の上昇となる過去10年で最大の引上げを示されました。

本市におきましても、この新労務単価等を予定価格の積算に適用することにより、適正な価格での契約及び技能労働者等への適正な賃金水準の確保に努めることとしています。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、適切な対応に努めていただくようお願いいたします。

### 1 適正な賃金の支払いについて

本市発注の建設工事は、新労務単価等に基づき積算しています。元請業者は、適切な価格で下請負契約を締結するとともに、労働者への適正な賃金の支払いを下請業者に要請してください。（別紙参照）

### 2 社会保険等への加入の徹底について

下請契約を締結する場合は、社会保険料相当額（事業主負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額による下請負契約を締結してください。また、技能労働者に社会保険料相当額（労働者負担分）を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させるよう下請業者に指導してください。

※社会保険等（医療（健康）保険、年金保険、雇用保険）への未加入を防止するため、下請業者には社会保険料相当額（法定福利費）の内訳を明示した見積書の提出を依頼していただき、できる限り標準見積書を活用するよう指導してください。

### 3 建設業フォローアップ相談ダイヤル

国土交通省では、運用指針に基づく発注関係事務の運用を踏まえ、専用のダイヤル回線による相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を全国10の地方整備局等に開設し、発注者には言いにくいことや、公共工事の施工現場で事業者が直面する困難な実態などについて、元請事業者、下請事業者など様々な立場の事業者から現場の生の声を受け付けていますのでご活用ください。

【電話番号】0570-004976

【受付時間】午前10時から正午、午後1時30分から午後5時（土日・祝祭日・閉庁日除く）

## 公共工事設計労務単価 (令和6年3月版)

所定労働時間内、8時間当たり/日

職 種	金 額 (円)	職 種	金 額 (円)
1 特殊作業員	26,700	25 土木一般世話役	29,400
2 普通作業員	24,300	26 高級船員	36,400
3 軽作業員	16,900	27 普通船員	29,400
4 造園工	24,700	28 潜水士	45,700
5 法面工	29,900	29 潜水連絡員	34,400
6 とび工	30,400	30 潜水送気員	33,600
7 石 工	30,800	31 山林砂防工	30,600
8 ブロック工	29,100	32 軌道工	55,700
9 電 工	27,200	33 型わく工	29,800
10 鉄筋工	30,200	34 大 工	28,700
11 鉄骨工	27,200	35 左 官	29,800
12 塗装工	30,800	36 配管工	25,800
13 溶接工	31,600	37 はつり工	28,500
14 特殊運転手	29,300	38 防水工	32,900
15 一般運転手	25,200	39 板金工	32,200
16 潜かん工	34,900	40 サッシ工	30,100
17 潜かん世話役	41,500	41 内装工	31,500
18 さく岩工	35,500	42 ガラス工	29,800
19 トンネル特殊工	34,900	43 建具工	26,800
20 トンネル作業員	29,300	44 ダクト工	26,900
21 トンネル世話役	38,600	45 保温工	26,100
22 橋りょう特殊工	33,700	46 設備機械工	26,400
23 橋りょう塗装工	33,500	47 交通誘導員A	17,700
24 橋りょう世話役	37,900	48 交通誘導員B	15,900

※単価の構成等についての詳細は国土交通省のお知らせをご確認ください。

## 設計業務委託等技術者単価（令和6年3月版）

所定労働時間内、8時間当たり／日

	職 種	金 額 (円)
1	主任技術者	80,200
2	理事・技師長	75,800
3	主任技師	64,800
4	技師[A]	57,000
5	技師[B]	47,200
6	技師[C]	38,400
7	技術員	33,600
8	測量主任技師	54,600
9	測量技師	47,100
10	測量技師補	36,900
11	測量助手	34,600
12	測量補助員	25,900
13	操縦士	56,300
14	整備士	43,200
15	撮影士	43,500
16	撮影助手	36,100
17	測量船操縦士	36,300
18	地質調査技師	53,200
19	主任地質調査員	41,500
20	地質調査員	31,400

※単価の構成等についての詳細は国土交通省のお知らせをご確認ください。